

グループ学習室ならびに研究者閲覧室利用規則

1. 利用資格者

グループ学習室ならびに研究者閲覧室の利用資格者はそれぞれ以下の通りとする。

グループ学習室

- 1) 本学の学生、院生ならびに研究生を含む3名以上のグループ。
- 2) 本学の教職員。ただし、研究者閲覧室の利用に不都合がある場合。
- 3) その他彦根地区副館長（以下「副館長」という）が適当と認めた者。

研究者閲覧室

- 1) 本学の教職員。
- 2) その他副館長が適当と認めた者。

2. 利用目的

グループ学習室ならびに研究者閲覧室は以下の目的に使用することができる。

- 1) 学習・研究
- 2) 小規模の講演会、研究会
- 3) 図書館等の行うガイダンス、説明会など
- 4) その他副館長が適当と認めた者

3. 利用手続

1) 予約

利用希望日の1ヶ月前から受付を開始し、利用希望時間の30分前まで受け付ける。申込みは、総合カウンターに備え付けの申込用紙に所定事項を記載して許可を受けるものとする。ただし、利用希望時間を10分以上経過しても利用しない場合は、予約を取り消すことがある。

2) 予約以外の利用

予約が入っていない場合、利用資格者は自由に利用できる。この場合は、1名でも利用できる。ただし、予約者がある場合には、速やかに部屋を空けなければならない。

3) 利用カード

グループ学習室の利用にあたっては、予約の有無にかかわらず、利用者は利用の開始にあたってその目的、人数、開始時間を備え付けのカードに記入し、掲示しなければならない。また、利用が終わったときには終了時刻を記入し、備え付けのボックスに投入するものとする。

4. 利用時間

- 1) グループ学習室の利用時間上限は1日3時間までとする。ただし、延長の申し出があった場合、副館長は他の予約の有無などの状況を判断し、これを許可することができる。
- 2) 研究者閲覧室の利用時間に一般的な上限は設けない。ただし、利用者は他の利用者に配慮し、長期にわたる占用の無いようにしなければならない。また、副館長は同様の観点から、必要に応じて利用時間の制限を行うことができる。
- 3) なお、利用開始時間にかかわらず、利用者は閉館の10分前までにはその利用を終えるものとする。

5. 遵守事項

- 1) 騒音等により他の利用者に迷惑をかけること。
- 2) 利用後は、すべて現状に復し、消灯すること。

6. 附則

その他利用について必要な事項は、副館長が定める。